

○消防庁告示第 号

特定小規模施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令（平成二十年総務省令第五百五十六号）第三条第三項の規定に基づき、平成二十年消防庁告示第二十五号（特定小規模施設用自動火災報知設備の設置及び維持に関する技術上の基準）の一部を次のように改正する。

令和六年 月 日

消防庁長官 原 邦彰

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

<p>第一 設置及び維持に関する技術上の基準 特定小規模施設用自動火災報知設備は、次の各号に定めるところにより設置し、及び維持するものとする。</p> <p>一 感知器は、消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号。以下「規則」という。）第二十三條第四項各号（第一号ハ、第四号から第五号まで、第七号ニ、第七号の二、第七号の三、第七号の五、第七号の六及び第九号を除く。）及び同条第五項から第七項まで、第二十四條第七号並びに第二十四條の二第二号の規定の例によるほか、次に定めるところにより設けること。</p> <p>(一) 差動式スポット型、定温式スポット型又は補償式スポット型その他の熱複合式スポット型の感知器は、天井（天井のない場合にあつては、屋根。以下同じ。）又は壁の屋内に面する部分の次のいずれかの位置に設けること。</p> <p>「イ・ロ 略」</p> <p>「二・三 略」</p> <p>「二〇四 略」</p> <p>五 受信機は、規則第二十四條第二号（ハ及びチを除く。）、第六号から第八号まで及び第二十四條の二第一号の規定の例によるほか、規則第十二條第一項第八号に規定する防災センター等（これらに類する場所が存しない場合にあつては、火災表示を容易に確認できる場所）に設けること。ただし、すべての感知器が火災報知設備の感知器及び発信機に係る技術上の規格を定める省令（昭和五十六年自治省令第十七号）第二條第十九号の六に規定する運動型警報機能付感知器（第七号において「運動型感知器」という。）である場合には、受信機を設けないことができる。</p> <p>「六・七 略」</p> <p>八 地区音響装置は、規則第二十四條第五号及び第五号の二の規定の例により設けること（受信機を設ける場合に限る。）。</p> <p>九 発信機は、規則第二十四條第八号の二及び第二十四條の二第三号の規定の例により設けること（受信機を設ける場合に限る。）。</p> <p>「十〇十二 略」</p>	<p>第二 「同上」</p> <p>「同上」</p> <p>一 感知器は、消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号。以下「規則」という。）第二十三條第四項各号（第一号ハ、第四号から第五号まで、第七号ニ、第七号の二、第七号の三、第七号の五、第七号の六及び第九号を除く。）及び同条第五項から第七項、第二十四條第七号並びに第二十四條の二第二号の規定の例によるほか、次に定めるところにより設けること。</p> <p>(一) 差動式スポット型、定温式スポット型又は補償式スポット型その他の熱複合式スポット型の感知器は、天井又は壁の屋内に面する部分（天井のない場合にあつては、屋根又は壁の屋内に面する部分。以下同じ。）の次のいずれかの位置に設けること。</p> <p>「イ・ロ 同上」</p> <p>「二・三 同上」</p> <p>「二〇四 同上」</p> <p>五 受信機は、規則第二十四條第二号（ハ及びチを除く。）、第六号から第八号及び第二十四條の二第一号の規定の例によるほか、規則第十二條第一項第八号に規定する防災センター等（これらに類する場所が存しない場合にあつては、火災表示を容易に確認できる場所）に設けること。ただし、すべての感知器が火災報知設備の感知器及び発信機に係る技術上の規格を定める省令（昭和五十六年自治省令第十七号）第二條第十九号の六に規定する運動型警報機能付感知器（第七号において「運動型感知器」という。）であつて、警戒区域が一の場合には、受信機を設けないことができる。</p> <p>「六・七 同上」</p> <p>八 地区音響装置は、規則第二十四條第五号及び第五号の二の規定の例により設けること（第五号本文の規定により受信機を設ける場合に限る。）。</p> <p>九 発信機は、規則第二十四條第八号の二及び第二十四條の二第三号の規定の例により設けること（第五号本文の規定により受信機を設ける場合に限る。）。</p> <p>「十〇十二 同上」</p>
--	---

備考 表中の「」の記載は注記である。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。